

令和6年度 第1回 大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会 保健福祉部会
会議録

開催日時 令和7年2月27日（木）午後2時00分～午後4時00分

開催場所 大阪市役所屋上階 P1 共通会議室

議 題

- 1 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉部会の部会長等の選任について
- 2 大阪市高齢者実態調査等について

資料1・資料2-1～2-2・資料3-1～3-3・資料4-1～4-2
・資料5-1～5-2・資料6-1～6-2

【資料】

- 資料1 令和7年度大阪市高齢者実態調査等の概要
- 資料2-1 本人調査について
- 資料2-2 本人調査 調査票案
- 資料3-1 介護サービス利用者・未利用者・介護者調査について
- 資料3-2 介護サービス利用者調査・介護者調査 調査票案
- 資料3-3 介護サービス未利用者調査・介護者調査 調査票案
- 資料4-1 介護支援専門員調査について
- 資料4-2 介護支援専門員調査 調査票案
- 資料5-1 施設調査について
- 資料5-2 施設調査 調査票案
- 資料6-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について
- 資料6-2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査票案

【参考資料】

- 参考資料1 高齢者実態調査等における削除を検討している設問について
- 参考資料2 高齢者実態調査等について（令和7年1月30日高齢者福祉専門分科会配付資料）
- 参考資料3-1 社会福祉法（抄）
- 参考資料3-2 大阪市社会福祉審議会条例
- 参考資料3-3 大阪市社会福祉審議会条例施行規則
- 参考資料3-4 大阪市社会福祉審議会運営要綱

・司会

お待たせいたしました。

ただ今から、「令和6年度 第1回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 保健福祉部会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課担当係長の塩田でございます。

本日は、午後4時までの予定として、会議を開催してまいります。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日WEBでご参加されております委員の方におかれましては、カメラをオンにして、マイク機能は、ご発言時以外はミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただき（お手を上げていただき）、指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにして、お待ちください。

発言される際は、マイクのミュートを解除していただき、ご発言をお願いいたします。

会場の音声が聞こえないなど、トラブルがございましたら、この「手上げ」機能で、事務局までお知らせいただきますよう、お願いします。

本部会は、令和6年12月1日付けで委員の改選をしており、任期は令和9年11月30日までとなっております。

本日は改選後第1回目の開催となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご参照ください。

まずは本会場でのご参加の委員の方を紹介し、のちに、ウェブ環境にてご参加いただいている委員の皆様を紹介させていただきます。ウェブ環境にてご参加いただいている委員におかれましては、ご本人確認と同時に映像及び音声に問題がないかの確認もさせていただきますので、お名前をお呼びした際に、マイクをオンにして、音声でのお返事をお願いいたします。

名簿の順にご紹介いたします。

<委員紹介>

<事務局紹介>

・司会

それでは会議の開会にあたりまして、高齢者施策部長の河野からご挨拶を申し上げます。

・河野高齢者施策部長

福祉局高齢者施策部長の河野でございます。

本日は大変お忙しいなか、ウェブでご参加いただいている皆様を含めまして、高齢者福祉専

門分科会保健福祉部会へご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方には、平素から福祉行政はもとより、市政の各般にわたりまして、大変なご理解、ご尽力いただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

令和6年度からの第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくこととしております。

当部会におきましては、高齢者に係る保健福祉に関することについてご審議いただく場と位置付けております。

本日は、計画策定の基礎資料となります「高齢者実態調査等」についてご審議いただきます。

限られた時間ではございますが、これらの議題につきまして、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます。

今後も引き続き、高齢者の皆様に対する保健・医療・介護・福祉をはじめとした各種施策・事業の効果的な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

・司会

次に、資料のご確認をお願いいたします。

お手元の次第に記載の資料を配付させていただいておりますので、不足などがございましたら、事務局までお申し出下さい。

WEB参加の皆様におかれましては、昨日お送りいたしました資料をご確認いただきますよう、お願いいたします。

本日は、保健福祉部会委員総数の半数を超える皆様にご出席いただいております、大阪市社会福祉審議会条例施行規則第5条第5項により、部会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の会議につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、原則、公開審議としております。公開となる部分につきましては、後日、議事要旨とともに議事録を作成し、ホームページにて公開する予定でございます。

また、本審議会の記録作成の関係上、事務局にて録音及びWEB画面の録画をさせていただきます。

それでは、これより本日の議事に移らせていただきますが、会場でご発言をいただきます際には、マイクをご使用いただきますとともに、WEB参加の方にも分かりやすくなるよう、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題1「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉部会の部会長等の選任について」でございます。

議題1につきまして、高齢福祉課長の岸田より、ご説明いたします。

・岸田高齢福祉課長

議題1「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉部会の部会長等の選任について」説明。

本日は、改選後、第1回目の分科会となっておりますので、審議会条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、保健福祉部会長を選出していただきたいと存じます。

規定によりますと、「部会に専門分科会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。」となっております。

事務局案としまして、これまで保健福祉部会長を早瀬委員にお願いしてきたところであり、引き続き、早瀬委員に部会長をお願いするということではいかがでしょうか。

ウェブでご参加の委員の方につきましては、よろしければ挙手または手のひらマークを押していただけますでしょうか。

異議なしのお声をいただきましたので、早瀬委員、お引き受けいただけますでしょうか。

それでは、部会長から、一言ご就任のご挨拶をいただきたいと存じます。早瀬部会長、よろしくお願いいたします。

・早瀬部会長

ただ今、委員の皆様のご推挙をいただきまして保健福祉部会の部会長を務めさせていただくことになりました早瀬でございます。

委員の皆様のご協力をいただき、充実した審議ができますよう尽力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

・岸田高齢福祉課長

ありがとうございました。

部会長が選出されましたので、これ以降の進行は部会長にお願いしたいと思いますが、まず、審議会運営要綱第4条第2項の規定に基づきまして、部会長から部会長代理の指名をお願いしたいと思います。

・早瀬部会長

まず、部会長代理の指名ということですが、分科会長代理は、宮川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なしのお声をいただきましたので、宮川委員お引き受けいただけますでしょうか。

それでは、分科会長代理の方から一言、就任のあいさつをお願いしたいと思います。

・宮川部会長代理

ありがとうございます。

引き受けさせていただきます。

・早瀬部会長

それでは、議題2に入りたいと思います。

議題2「大阪市高齢者実態調査等について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

・岸田高齢福祉課長

議題2「大阪市高齢者実態調査等について」資料1～5－2に基づき説明。

・大谷介護保険課長

議題2「大阪市高齢者実態調査等について」資料6－1～2に基づき説明。

・早瀬部会長

では、調査ごとにご意見いただくのが良いと思いますので、まず本人調査について、何かご意見ございますでしょうか。

・宮川委員

昨日、認知症施策部会に参加しましたので、その中での意見をお伝えします。

参考資料1の削除された項目についてですが、1ページにある本人調査についてお話しします。認知症の方々の生活を考えると、例えば「昼間の状況」に関する質問、つまり「昼間、家の中で一人になることがありますか？」という設問は非常に重要です。認知症の方々がどのように過ごしているかを知ることは、支援を考える上で大切だと思います。

また、「どのような支援があれば自宅での生活を続けられるか」という質問も非常に重要です。ただ、コロナの感染状況に関する質問は、今回は削除しても良いという意見がありました。

次に、ナンバー4の通信機器についてですが、認知症の方々でも使える人と使えない人がいます。これが使えるかどうかで大きく意味が変わるため、この項目は残してほしいという意見がありました。

さらに、介護サービス利用者調査の1－1にある「コロナ感染者の影響でサービスに変化があったか」という質問も削除可能という意見がありました。ただ、介護サービスを減らしたときにどのような影響があったかは問うべきだという意見もあります。

次の設問に進みますが、介護者の健康状態に関する質問は残してほしいという意見が出ています。介護者も高齢者であることが多く、支援が必要かどうかが大きく影響するためです。

介護支援専門調査の内容に関してですが、サービス利用についても議題に上がりました。特に、認知症で一人暮らしをしている方々が、サービス事業者と繋がっていないのではないかと懸念がありました。情報が全く入らず、孤立してしまっている状況を改善するために、どのようにアプローチするかが重要なテーマとなりました。そのため、この問題に関わる設問はぜひ残してほしいという意見がありました。

設問が多く、回答者に負担をかけてしまうことは承知していますが、認知症の方々が増えている中で、彼らへのアプローチは非常に重要ですので、関連する設問はしっかりと残していた

だきたいと思います。

・早瀬部会長

昨日の認知症部会の中で、活発なご意見があったということでしたが、まずこの点に関して、事務局いかがですか。

・岸田高齢福祉課長

先日の会議で、岡田委員中心にそのようなご意見があったことは、宮川委員からのご意見も含めて、存じております。

もう一度、昨日の会議の議事録を確認させていただきまして、我々の方で検討させていただきたいと思います。

また、3月19日に専門分科会がございますが、それまでの間に、我々の検討結果を、意見をいただいた岡田委員、宮川委員に改めてご説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

・早瀬部会長

確かに、調査項目が減ると回答率が上がるという過去のデータもあるので、なかなか難しいところではありますけれども、一方で、必要なデータが集まらない。

このあたりのバランスが難しいところですが、ご検討いただければと思います。

私から細かいことになるのですが、まず、本人調査の間6－1についてです。

5番目に「頼れる人がいなくなること」があり、10番目に「困りごとなど相談する相手がいないこと」がありますが、これらは近い内容なので、順番を近づけた方が良いかもしれません。また、7、8、9番が財産に関することで、その後に10番が来るのは少し不自然に感じました。

さらに、12番の「悪質商法・オレオレ詐欺」については、財産に関する9番の後に置いた方が良いのではないかと思います。この点についてご検討いただけると嬉しいです。

続いて問8ですが、問7でテレビ、ラジオ、固定電話、FAXについて質問されていますが、問8の内容がテレビやラジオを想定しているようには見えません。また、「ツイッター」が含まれていますが、現在は「x」ですので、どう表記するか考える必要があります。パソコンについても、通常は文章作成を想像するのではないかと思いますので、その点も含めて検討していただければと思います。

次に、用語についてです。別紙がまだ作成途中とのことですが、問4の「事業対象者」については、用語説明を別紙参照としていますが、この質問内で説明があるとわかりやすいです。問11の「人生会議」のように、質問のすぐ下に説明があるといいですね。また、特別養護老人ホームなど、何度か出てくる用語は別紙での説明があっても良いかと思います。

問16についてですが、「孤立死」をどのように考えるかという質問で、「一人暮らしだから」という答えが含まれても良いのではないかと思います。孤立死は一人暮らしの方に関係が深い

かもしれませんが、選択肢として考慮していただければと思います。

問 19 の選択肢についてですが、「利用したことがある（知っている）」とありますが、（知っている）というものは必要でしょうか。

最後に、大阪ボランティア協会の件ですが、問 25 の「利用意向」の「⑤就労的活動支援事業」の説明に関して、「有償ボランティア」という表現が適切かどうかという問題があります。この部分は「有償の市民活動」と表現を変える方が良いかもしれません。部会長として、この点が気になりました。

・岸田高齢福祉課長

それぞれ担当に分かれておりますが、ご意見に従う意向で検討させていただきたいと存じます。

・櫛田委員

設問事項を増やしてはいけないという中で申し上げるのは恐縮ですが、問 6 に関してです。

日常生活への不安について質問がありますが、不安を感じた際にどこに相談に行くかを尋ねる設問があっても良いのではないかと考えています。医療の相談先についてはすでに設けられていますが、日常生活で困ったときにどこに相談するか、あるいは実際に行く相談先があるかといった質問を追加することで、相談先の啓発にもつながると思います。

例えば、包括支援センターに相談することを意識づけるなど、様々な方法や相談先を知ってもらうきっかけになるのではないのでしょうか。

また、問 6－1 で「不安に感じることはどのようなことですか？」という質問の 3 番目に「日常の食事づくり」が挙げられていますが、このレベルの話だと、他にもたくさんの項目が考えられます。例えば、お風呂に入ることや、家の電球を交換すること、簡単な家屋の修繕など、日常生活の細かなことが含まれると思います。ですので、選択肢のレベルをそろえるか、もう少し項目を増やしていただき、「日常生活の細かいこと」全般を含むような選択肢を設けるのも良いかもしれません。3 番目と 4 番目の「ひとりで買い物など外出すること」についても同様です。これらの点を考慮し、選択肢を作成していただけると良いと思います。

・早瀬部会長

このあたりは、内部で検討するというご回答になるかと思います。問 19 では相談機関について書いていますが、この連携をどうしていくかという問題がありますよね。

・野口委員

櫛田委員の発言と少し重なるかもしれませんが、問 16 についてお話しします。孤立死についてですが、令和 6 年 4 月 1 日に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。しかし、この法律についてまだ知らない方が多くいらっしゃるようです。

孤立や孤独に関する問題でどこに相談すればいいのか、区役所、市役所、または支援センタ

一など、相談窓口がいろいろとあることを知っていただきたいです。

昨年、東京で発表された新聞記事によれば、警視庁の調査で、6月までに約3万7,000人が孤独死していることがわかりました。年間では7万人を超える可能性があるとのこと。確認はしていませんが、6月までの半年間でこれだけの方が亡くなっているというのは、非常に心配される数字です。

孤立や孤独になると、孤独死のリスクが高まるというのは当然のことかもしれません。現在、日本では高齢者が人口の29.3%を占めており、約3割が65歳以上です。こうした状況を踏まえ、法律に基づいた対策を進めることが重要だと思います。3年後を見据えて孤立死の問題を重点的に取り組むよりも、今から少しずつ対策を講じていただくことが大切ではないでしょうか。

・早瀬部会長

調査を介して、そういった対応策のPRをできるようにということですね。

・岸田高齢福祉課長

どのようなことができるのかまだわかりませんが、ご意見の趣旨を踏まえて検討させていただきたいと思います。

・松下委員

今回初めて参加いたしましたので、あまり経緯がわかってないのですが、この質問項目は、十分に検討された結果として作成されたと思います。ただ、年度ごとに項目を変更しすぎると、比較が難しくなる可能性があります。そこで、毎年継続的に聞く項目と、新たに追加する項目をうまく組み合わせると良いかもしれません。

結果の分析方法についても教えていただきたいです。例えば、データを集計してグラフ化することで、介護サービスを受けている方と受けていない方の生活の違いを統計的に分析することができるかもしれません。そのような分析方法についても教えていただければと思います。

また、どのような生活をしていると要介護状態になるのかを追跡調査することが可能であれば、そういった調査も興味深いと感じました。無作為調査では難しいかもしれませんが、もし可能であれば検討してみてください。

・岸田高齢福祉課長

どのように活用しているのかということでございますけれども、先生がおっしゃるように、傾向分析を行うために事業者を選定して集計・分析を依頼しております。また、その結果を報告書にまとめています。

この報告書は、高齢者施策を推進するにあたりまして、計画を3年に1期、作成しているのですが、その計画を作成するための基礎資料としております。

・早瀬部会長

次期計画に向けた基礎調査の件についてですが、松下先生がおっしゃったように、項目を変更しすぎると過去のデータとの比較が難しくなるという点も考慮しなければなりません。バランスを取ることが難しいところです。

本人調査について、他に特にご意見がなければ、次の調査に進みたいと思います。

それでは、利用者調査の調査票について何か気になる点があればご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

私からですが、問 23 について少し気になりました。きちんと知っている人がどれくらいいるのか気になるのですが、親知らずを含めて 32 本ということに対して、「わかりません」という選択肢があっても良いのかなと思いました。ただ、これまでもこの形式で実施しているのであれば問題ないかもしれません。

利用者調査の質問の削除についても、引き続きご検討いただければと思います。

介護支援専門員調査についてですが、本人調査と比べて、回答率が高いのでしょうか。この点について教えていただけると助かります。

・岸田高齢福祉課長

全体の回答率は、本人調査が 62.7%、介護支援専門員調査が 64.7%でございます。

・早瀬部会長

もっと高いかと思っていたのですが、そんなことないんですね。

本人と違ってスタッフサイドは回答率が上がってこないといけないかと思うのですが、分かりました。

昨日の部会ではあまりこの辺りの設問にご意見がなかったのですね。

・櫛田委員

介護支援専門員調査について、まだ精査できていなくて申し訳ないんですけども、カスタマーハラスメントに関する調査項目は今回ございましたでしょうか。

介護支援専門員の方もよく悩まれていることかと思うのですが。

・早瀬部会長

カスタマーハラスメントに関して言うと、介護支援専門員調査と施設調査の方で、場合によっては検討したほうがいいのかもかもしれませんね。

・大谷介護保険課長

介護支援専門員調査につきましては、カスタマーハラスメントという単語を使ったような調査はないんですけども、設問の 34 では、どのようなことで支援が困難となっておられま

すかという質問をしており、自由記載欄もございますので、そちらで記載いただくような形になっております。

また、施設調査の方では、現段階ではカスタマーハラスメントに関する調査項目は記載していない状況となっております。

・早瀬部会長

この点は逆に、施設等のほうから入れといてくれという話になるかどうか、今度の分科会でも出てくる話かもしれません。

選択肢があるか無いかで、自由記述とはまただいぶ変わってきますけれど、他はいかがですか。

・宮川委員

先ほどそこまでたどり着けなかったのですが、介護支援専門員調査の削除予定の設問について、1番目の設問は問1で代用できるということで了解しました。ただ、介護支援専門員の方々をサポートするためには、サービス事業所に関する情報の入手先を明確にすることが重要ですので、この点はしっかり押さえておく必要があります。

また、サービス担当者会議についても、どのように捉えているかを問うことは大切です。コロナに関連しない部分については残してほしいというご意見もありますので、これらの点については考慮をお願いしたいと思います。

次に、9ページ目の業務上の課題についてですが、こちらも重要なポイントですね。行政に対する期待する役割を聞くことも、支援の必要性や改善点を把握するために大切です。

これらの設問は残しておくことで、現場の声をしっかり拾える可能性がありますので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

・早瀬部会長

つまり、1番目の部分以外は、残してもらったほうがいいのではないかとということですね。

事務局の方には、ご意見を受けてご検討いただければと思いますが、介護支援専門員調査の部分はそれでよろしいですか。

・大和委員

私が読み込めていないのかもしれませんが、ケアマネジャーさんの業務が非常に増えていて、厚生労働省が生産性向上のために、ケアプランデータ連携システムを推進していますよね。ケアプランデータ連携システムについての質問は入れなくてもよろしいのでしょうか。

業務負担を軽減するためのツールの1つとして推奨されているので、業務負担を軽減するために行われているものに対する要望が聞けるといいかなと思ったのですが、実際にケアマネジャーさんがデータ連携をすると、業務がかなり楽になる一方で、サービス事業者側では手間がかかるため、進捗が遅れている状態のようです。保険者さんの強い後押しがあれば、ケアプラ

ンデータ連携システムの導入が進むのではないかという話が地方でもあるのですが、項目としてはどこにも入るところはないのでしょうか。

・塩谷事業者指導担当課長

ご指摘いただきました点につきましては、厚生労働省のホームページで、各自治体のケアプランセンター連携システムの導入事業者数が公表されておりまして、大阪府内の状況につきましては他都市と同様に取り入れている実態が少ない状況でございます。ケアマネジャーさんは、国によりますと、法定外業務などの負担も増えているというところがございますので、先ほど削除しようとしていた質問を復活させていただきまして、そのあたりの状況を確認させていただければと考えております。

・早瀬部会長

では、対応をご検討いただければと思います。

・櫛田委員

削除予定の施設調査について、No. 3の個人情報保護のところなんですけれども、マイナンバー制度に関連して保険証が紐づけられたことで、施設がマイナンバーカードを預かる可能性が出てくるのではないかと思いますのですが、実際の状況が気になるころではありますので、何かご検討いただければと思います。

・早瀬部会長

保険証が紐づけられたことで、マイナンバーカードを預かるということがあるかもしれないということで、実際どうなのでしょう。

・森高齢施設課長

正直なところ、個々の施設がマイナンバーカードをどのように扱っているか等について、施設整備担当課の方で、詳細を把握しているわけではございません。

ただし、今回、削除させていただこうとしている個人情報保護の設問に、管理規程等を定めるなどの選択肢がありますが、各施設では基本的にはこういった対策を講じて個人情報を適切に管理されており、我々も施設の整備、指定をする過程で、その確認をさせていただいているところです。

この設問については、実態調査が計画策定を直接の目的としているにもかかわらず、これまで計画に反映されていなかった設問を整理する中で、今回設問を削除することにしておりますが、いただいたご意見も踏まえて今後検討していきたいと思っております。

・早瀬部会長

施設調査について、他に気になられた点ございませんでしょうか。

この施設調査の回答率は少し高いのでしょうか。

・岸田高齢福祉課長

施設調査は 66.8% ということで、一番高い回答率となっております。

・早瀬部会長

一番高い回答率ですが、66%ということですね。

最後に介護予防日常生活圏域ニーズ調査に関しても、何かご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

特になければ、色々なご意見をいただきましたので、これをもとに事務局の方でご検討いただきまして、分科会までに精査してもらうことになるかと思えます。

では、この調査については少し早いですが、ここまでとさせていただきます。

議題については、いただいたご意見の上で、一定ご承認いただくということでよろしいですか。

「その他」といたしまして、本日の内容を含め、委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日予定しておりました案件はすべて終了となります。

委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局へ進行役をお返しします。

・司会

早瀬部会長ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご審議くださり、ありがとうございました。

本日頂きましたご意見につきましては、事務局において再度検討をし、3月19日開催予定の高齢者福祉専門分科会において、ご審議いただきたく存じますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の保健福祉部会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。